

ときがわ町浄化槽事業経営戦略（改定版）修正箇所

番号	該当ページ	修正後	修正前	理由																																																
1	9	<p><b>■普及率と町設置型浄化槽設置基数の推移</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>R06</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政人口 (人)</td> <td>11,780</td> <td>10,193</td> </tr> <tr> <td>汚水処理人口 (人)</td> <td>8,313</td> <td>8,053</td> </tr> <tr> <td>  うち町設置型</td> <td>3,101</td> <td>3,826</td> </tr> <tr> <td>  うち個人設置型</td> <td>5,212</td> <td>4,227</td> </tr> <tr> <td>普及率 (%)</td> <td>70.6</td> <td>79.0</td> </tr> <tr> <td>当該年度町設置型基数 (基)</td> <td>31</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>町設置型総基数 (基)</td> <td>864</td> <td>1,138</td> </tr> </tbody> </table>		H27	R06	行政人口 (人)	11,780	10,193	汚水処理人口 (人)	8,313	8,053	うち町設置型	3,101	3,826	うち個人設置型	5,212	4,227	普及率 (%)	70.6	79.0	当該年度町設置型基数 (基)	31	15	町設置型総基数 (基)	864	1,138	<p><b>■普及率と町設置型浄化槽設置基数の推移</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>R06</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政人口 (人)</td> <td>11,780</td> <td>10,193</td> </tr> <tr> <td>汚水処理人口 (人)</td> <td>8,313</td> <td>8,053</td> </tr> <tr> <td>  うち町設置型</td> <td>3,101</td> <td>3,826</td> </tr> <tr> <td>  うち個人設置型</td> <td>5,212</td> <td>4,227</td> </tr> <tr> <td>汚水処理人口普及率 (%)</td> <td>70.6</td> <td>79.0</td> </tr> <tr> <td>当該年度町設置型基数 (基)</td> <td>31</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>町設置型総基数 (基)</td> <td>864</td> <td>1,138</td> </tr> </tbody> </table>		H27	R06	行政人口 (人)	11,780	10,193	汚水処理人口 (人)	8,313	8,053	うち町設置型	3,101	3,826	うち個人設置型	5,212	4,227	汚水処理人口普及率 (%)	70.6	79.0	当該年度町設置型基数 (基)	31	15	町設置型総基数 (基)	864	1,138	<p>誤記の修正            ※9ページ2行目において、「汚水処理人口普及率（以下「普及率」という。）」としているため。</p>
	H27	R06																																																		
行政人口 (人)	11,780	10,193																																																		
汚水処理人口 (人)	8,313	8,053																																																		
うち町設置型	3,101	3,826																																																		
うち個人設置型	5,212	4,227																																																		
普及率 (%)	70.6	79.0																																																		
当該年度町設置型基数 (基)	31	15																																																		
町設置型総基数 (基)	864	1,138																																																		
	H27	R06																																																		
行政人口 (人)	11,780	10,193																																																		
汚水処理人口 (人)	8,313	8,053																																																		
うち町設置型	3,101	3,826																																																		
うち個人設置型	5,212	4,227																																																		
汚水処理人口普及率 (%)	70.6	79.0																																																		
当該年度町設置型基数 (基)	31	15																																																		
町設置型総基数 (基)	864	1,138																																																		
2	14	<p><b>（1）経営状況</b>            浄化槽事業は、公営企業として独立採算の経営が原則であり、経営に必要な資金は使用料収入をもって賄う必要があります。令和6年度からは法適用となったことから、予算・決算は収益的収支と資本的収支</p>	<p><b>（1）経営状況</b>            浄化槽事業は、公営企業として独立採算の経営が原則であり、経営に必要な資金は使用料収入をもって賄う必要があります。令和6年度からは法適用となったことから、予算は収益的収支と資本的収支の2本</p>	<p>文言の追加</p>																																																

番号	該当ページ	修正後	修正前	理由																																																				
		の2本立てとなっており、会計は複式簿記で処理され、財務諸表を作成します。	立てとなっており、会計は複式簿記で処理されます。																																																					
3	15	<p><b>■財政状況</b> <b>【収益的収支】</b> 単位(千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>純利益・純損失 B-C+D-E…A</td> <td>884</td> </tr> <tr> <td>経常収益①+② B</td> <td>141,137</td> </tr> <tr> <td>営業収益①</td> <td>54,668</td> </tr> <tr> <td>使用料収入</td> <td>54,668</td> </tr> <tr> <td>営業外収益②</td> <td>86,469</td> </tr> <tr> <td>国庫補助金</td> <td>390</td> </tr> <tr> <td>県補助金</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>他会計補助金</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>長期前受金戻入</td> <td>25,658</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>経常費用③+④ C</td> <td>139,760</td> </tr> <tr> <td>特別損失 E</td> <td>1,316</td> </tr> </tbody> </table>		令和6年度	純利益・純損失 B-C+D-E…A	884	経常収益①+② B	141,137	営業収益①	54,668	使用料収入	54,668	営業外収益②	86,469	国庫補助金	390	県補助金	400	他会計補助金	60,000	長期前受金戻入	25,658	その他	21	経常費用③+④ C	139,760	特別損失 E	1,316	<p><b>■財政状況</b> <b>【収益的収支】</b> 単位(千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>純利益・純損失 B-C+D-E…A</td> <td>884</td> </tr> <tr> <td>経常利益①+② B</td> <td>141,137</td> </tr> <tr> <td>営業収益①</td> <td>54,668</td> </tr> <tr> <td>使用料収入</td> <td>54,668</td> </tr> <tr> <td>営業外収益②</td> <td>86,469</td> </tr> <tr> <td>国庫補助金</td> <td>390</td> </tr> <tr> <td>県補助金</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>他会計補助金</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>長期前受金戻入</td> <td>25,658</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>経常損失③+④ C</td> <td>139,760</td> </tr> <tr> <td>特別損失 E</td> <td>1,316</td> </tr> </tbody> </table>		令和6年度	純利益・純損失 B-C+D-E…A	884	経常利益①+② B	141,137	営業収益①	54,668	使用料収入	54,668	営業外収益②	86,469	国庫補助金	390	県補助金	400	他会計補助金	60,000	長期前受金戻入	25,658	その他	21	経常損失③+④ C	139,760	特別損失 E	1,316	<p>誤記の修正 ※決算状況調査の表記に修正</p>
	令和6年度																																																							
純利益・純損失 B-C+D-E…A	884																																																							
経常収益①+② B	141,137																																																							
営業収益①	54,668																																																							
使用料収入	54,668																																																							
営業外収益②	86,469																																																							
国庫補助金	390																																																							
県補助金	400																																																							
他会計補助金	60,000																																																							
長期前受金戻入	25,658																																																							
その他	21																																																							
経常費用③+④ C	139,760																																																							
特別損失 E	1,316																																																							
	令和6年度																																																							
純利益・純損失 B-C+D-E…A	884																																																							
経常利益①+② B	141,137																																																							
営業収益①	54,668																																																							
使用料収入	54,668																																																							
営業外収益②	86,469																																																							
国庫補助金	390																																																							
県補助金	400																																																							
他会計補助金	60,000																																																							
長期前受金戻入	25,658																																																							
その他	21																																																							
経常損失③+④ C	139,760																																																							
特別損失 E	1,316																																																							

番号	該当ページ	修正後	修正前	理由
4	18	<b>③公営企業会計</b> 令和6年度からの法適用によって公営企業会計となったことから、収益的収入に長期前受金戻入、収益的支出に減価償却費が計上されることになりました。また、令和6年度は法適用に伴う打切り決算により、特別利益及び特別損失を計上しています。	<b>③公営企業会計</b> 令和6年度からの法適用によって公営企業会計となったことから、収益的収支入に長期前受金戻入、収益的支出に減価償却費が計上されることになりました。また、令和6年度は法適用に伴う打切り決算により、特別利益及び特別損失を計上しています。	誤記の修正
5	21	<b>評価</b> 令和2年度～令和4年度までは100%を下回っており、赤字の状況でしたが、令和5年には総収益が総支出を上回り、黒字に転じました。令和6年度の法適用後も黒字となっていますが、使用料収入の不足額を主に浄化槽事業会計補助金で補てんしている状況になっています。	<b>評価</b> 令和2年度～令和4年度までは100%を下回っており、赤字の状況でしたが、令和5年には総支出が総収益を上回り、黒字に転じました。令和6年度の法適用後も黒字となっていますが、使用料収入の不足額を主に浄化槽事業会計補助金で補てんしている状況になっています。	誤記の修正
6	22	<b>課題</b> 今後も累積欠損金が生じないように、経常収支比率と同様に、更なる経費削減のため、効率的な経営を図り、健全経営を行う必要があります。	<b>課題</b> 今後も累積欠損金が生じないように、経常収支比率と同様に、更なる経費削減のためを行い、効率的な経営を図り、健全経営を行う必要があります。	誤記の修正

番号	該当ページ	修正後	修正前	理由
7	25	■ <u>企業債残高対策事業比率</u> 類似団体比較	■ <u>収益的収支比率</u> 類似団体比較	誤記の修正
8	34・35	①申請対象の見直し (略) 11人槽以上の浄化槽については、10人槽以下の浄化槽と比較して、ブロワの個数が3個、分電盤が必要となり、附属品も多くなっています。加えて、保守点検業者では逆止弁の交換が実施できず、浄化槽メーカーに依頼する必要があるため、維持管理にかかる費用負担が大きいものとなっていました。11人槽以上の浄化槽は、鋳鉄製の蓋を採用しているため、錆びやすく、定期的に交換する必要がありますが、1基につき約50万円の費用がかかっていました。今後は11人槽以上の新規設置はないため、維持管理費用を抑えることができます。	①申請対象の見直し (略) 11人槽以上の浄化槽については、10人槽以下の浄化槽と比較して、ブロワの個数が3個、分電盤が必要となり、附属品が多くなっています。加えて、保守点検業者では逆止弁の交換が実施できず、浄化槽メーカーに依頼する必要があるため、維持管理にかかる費用負担が大きいものとなっていました。11人槽以上の浄化槽は、鋳鉄製の蓋を採用しているため、錆やすく、定期的に交換する必要がありますが、1基につき約50万円の費用がかかっていました。今後は11人槽以上の新規設置はないため、維持管理費用を抑えることができます。	誤記の修正
9	40	(2) 汚水処理人口及び浄化槽事業区域内人口の予測 町の汚水処理人口及び普及率については、生排計画と整合を図り、町の全域が浄化槽処理区域となっていることから、行政人口と区域内人口の数値が同じとなりま	(2) 汚水処理人口及び浄化槽事業区域内人口の予測 町の汚水処理人口及び <u>汚水処理人口普及率</u> （以下「普及率」という。）については、生排計画と整合を図り、町の全域が浄化槽処理区域となっていることから、行政	誤記の修正 ※9ページ2行目において、「汚水処理人口普及率（以下「普及率」とい

番号	該当ページ	修正後	修正前	理由
		す。	人口と区域内人口の数値が同じとなりま す。	う。) 」として いるため。
10	44	(6) 組織の予測 組織については、公営企業会計に移行した ことによる業務量の増加及び浄化槽の設 置基数が1,000基を超えてきていることか ら現状の職員体制と職員数を維持しなけれ ばなりません。また公営企業会計に精通し た職員の確保が必要です。	(6) 組織の予測 組織については、公営企業会計に移行した ことによる業務量の増加及び浄化槽の設 置基数が1,000基以上を超えていることか ら維持管理に係る業務量が増加しているこ とを考慮し、現状の職員体制と職員数を維 持しなければなりません。また公営企業会 計に精通した職員の確保が必要です。	文言の修正 ※水道審議会意 見より
11	54	■収益的収支 現状予測に基づく投資・財 政計画 (単位：千円)	■収益的収支 現状予測に基づく投資・財 政計画	単位の表記を追 加
12	56	■現状予測に基づく投資・財政計画のポイ ント  (略) ○経費回収率の低下 物価上昇による経費の増加により、経 費回収率が低下していきます。経費回収 率が100%を下回る場合は、汚水処理に 係る費用が使用料収入で賄われておら ず、使用料水準が適正より低いことを示 しています。使用料を改定することによ って、使用料水準の適正化、経費回収率	■現状予測に基づく投資・財政計画のポイ ント  (略) ○経費回収率の低下 物価上昇による経費の増加により、経 費回収率が低下していきます。経費回収 率100%以下は、汚水処理に係る費用が 使用料収入で賄われておらず、使用料水 準が適正より低いことを示しています。 使用料を改定することによって、使用料 水準の適正化、経費回収率の向上、基準	誤記の修正

番号	該当ページ	修正後	修正前	理由
		<p>の向上、基準外繰入金の削減が可能となります。 (略)</p>	<p>外繰入金の削減が可能となります。 (略)</p>	
13	57	<p>4. 浄化槽事業会計補助金を削減するための投資・財政計画 (略)</p> <p>シミュレーションパターン①では、計画期間で基準外繰入金を段階的に<u>0</u>となるように減額させました。算定の結果、基準外繰入金を0に削減したシミュレーションパターン①では収支均衡を保つことは困難となります。</p> <p>(略)</p> <p>各シミュレーションパターンにおける、<u>その他</u>の条件は現状予測に基づく投資・財政計画と変更ありません。各シミュレーションパターンの投資・財政計画は以下のとおりです。</p>	<p>4. 浄化槽事業会計補助金を削減するための投資・財政計画 (略)</p> <p>シミュレーションパターン①では、計画期間で基準外繰入金を段階的に<u>ゼロ</u>となるように減額させました。算定の結果、基準外繰入金を0に削減したシミュレーションパターン①では収支均衡を保つことは困難となります。</p> <p>(略)</p> <p>各シミュレーションパターンにおける、<u>そのほか</u>の条件は現状予測に基づく投資・財政計画と変更ありません。各シミュレーションパターンの投資・財政計画は以下のとおりです。</p>	表記の統一
14	70	<p>(1) 浄化槽使用料の見直しについて (略)</p> <p>現在随時使用料は算定のため、清掃業者は浄化槽1基毎にくみ取りをした後、浄化槽汚泥を小川地区衛生組合に搬入し、計量をする必要があります。この仕組みでは、</p>	<p>(1) 浄化槽使用料の見直しについて (略)</p> <p>現在随時使用料は算定のため、清掃業者は浄化槽1基毎にくみ取りをした後、浄化槽汚泥を小川地区衛生組合に搬入をする必要があります。この仕組みでは、複数の浄</p>	誤記の修正

番号	該当ページ	修正後	修正前	理由						
		<p>複数の浄化槽の汚泥を搬入することができないため、効率が悪く、清掃業者の負担も大きくなり、業務委託料の増加が懸念されます。</p> <p>(略)</p> <p>以下に使用料改定の例を示しますが、改定には、ときがわ町水道審議会等で意見を募る必要があります。前述のシミュレーションでは令和 11 年度に使用料改定で試算を行いましたが、これは令和 11 年度以前の改定を妨げるものではありません。使用者への最小限の負担を踏まえながら、数年毎に改定率の小さい段階的な改定も考慮し、今後検討するものとします。</p>	<p>化槽の汚泥を搬入することができないため、効率が悪く、清掃業者の負担も大きくなり、業務委託料の増加が懸念されます。</p> <p>(略)</p> <p>以下に使用料改定の例を示しますが、改定には、ときがわ町水道審議会等で意見を募る必要があります。前述のシミュレーションでは令和 11 年度改正で試算を行いましたが、これは令和 11 年度以前の改定を妨げるものではありません。使用者への最小限の負担を踏まえながら、数年毎に改定率の小さい段階的な改定も考慮し、今後検討するものとします。</p>							
15	71	<p>①浄化槽使用料改定（案）の試算</p> <p>(略)</p> <p>また、浄化槽の使用頻度によっては1年間のうちに複数回清掃をする場合があります。<u>同一年度内で2回目以降の清掃は実費としました。</u></p>	<p>①浄化槽使用料改定（案）の試算</p> <p>(略)</p> <p>また、浄化槽の使用頻度によっては1年間のうちに複数回清掃をする場合があります。<u>前回清掃から10月を超えないで清掃を実施する場合は、1年を経過していないと判断し、2回目以降は実費としました。</u></p>	誤記の修正						
16	72	<p>■ 5%改定の場合</p> <p>現行 (税抜)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">人槽区分</td> <td style="width: 33%;">月額使用料</td> <td style="width: 33%;">随時使用料</td> </tr> </table>	人槽区分	月額使用料	随時使用料	<p>■ 5%改定の場合</p> <p>現行 (税抜)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">人槽区分</td> <td style="width: 33%;">月額使用料</td> <td style="width: 33%;">随時使用料</td> </tr> </table>	人槽区分	月額使用料	随時使用料	表記の修正
人槽区分	月額使用料	随時使用料								
人槽区分	月額使用料	随時使用料								

番号	該当ページ	修正後	修正前	理由																						
		<table border="1"> <tr> <td>5人槽</td> <td rowspan="3">2,380円</td> <td rowspan="3">くみ取り汚泥 10リットルに つき96円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> </tr> <tr> <td><u>11人槽以上</u></td> <td>2,380円+10人槽を超えた部分に人槽当たり238円を乗じた金額</td> <td></td> </tr> </table>	5人槽	2,380円	くみ取り汚泥 10リットルに つき96円	7人槽	10人槽	<u>11人槽以上</u>	2,380円+10人槽を超えた部分に人槽当たり238円を乗じた金額		<table border="1"> <tr> <td>5人槽</td> <td rowspan="3">2,380円</td> <td rowspan="3">くみ取り汚泥 10リットルに つき96円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> </tr> <tr> <td><u>11人槽以上</u></td> <td>2,380円+10人槽を超えた部分に人槽当たり238円を乗じた金額</td> <td></td> </tr> </table>	5人槽	2,380円	くみ取り汚泥 10リットルに つき96円	7人槽	10人槽	<u>11人槽以上</u>	2,380円+10人槽を超えた部分に人槽当たり238円を乗じた金額								
5人槽	2,380円	くみ取り汚泥 10リットルに つき96円																								
7人槽																										
10人槽																										
<u>11人槽以上</u>	2,380円+10人槽を超えた部分に人槽当たり238円を乗じた金額																									
5人槽	2,380円	くみ取り汚泥 10リットルに つき96円																								
7人槽																										
10人槽																										
<u>11人槽以上</u>	2,380円+10人槽を超えた部分に人槽当たり238円を乗じた金額																									
17	73	<p>■10%改定の場合 現行 (税抜)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>月額使用料</th> <th>随時使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td rowspan="3">2,380円</td> <td rowspan="3">くみ取り汚泥 10リットルに つき96円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> </tr> <tr> <td><u>11人槽以上</u></td> <td>2,380円+10人槽を超えた部分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	人槽区分	月額使用料	随時使用料	5人槽	2,380円	くみ取り汚泥 10リットルに つき96円	7人槽	10人槽	<u>11人槽以上</u>	2,380円+10人槽を超えた部分		<p>■10%改定の場合 現行 (税抜)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>月額使用料</th> <th>随時使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td rowspan="3">2,380円</td> <td rowspan="3">くみ取り汚泥 10リットルに つき96円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> </tr> <tr> <td><u>11人槽以上</u></td> <td>2,380円+10人槽を超えた部分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	人槽区分	月額使用料	随時使用料	5人槽	2,380円	くみ取り汚泥 10リットルに つき96円	7人槽	10人槽	<u>11人槽以上</u>	2,380円+10人槽を超えた部分		表記の修正
人槽区分	月額使用料	随時使用料																								
5人槽	2,380円	くみ取り汚泥 10リットルに つき96円																								
7人槽																										
10人槽																										
<u>11人槽以上</u>	2,380円+10人槽を超えた部分																									
人槽区分	月額使用料	随時使用料																								
5人槽	2,380円	くみ取り汚泥 10リットルに つき96円																								
7人槽																										
10人槽																										
<u>11人槽以上</u>	2,380円+10人槽を超えた部分																									

番号	該当ページ	修正後	修正前	理由						
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>に人槽当たり 238円を乗じた 金額</td> <td></td> </tr> </table>		に人槽当たり 238円を乗じた 金額		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>に人槽当たり 238円を乗じた 金額</td> <td></td> </tr> </table>		に人槽当たり 238円を乗じた 金額		
	に人槽当たり 238円を乗じた 金額									
	に人槽当たり 238円を乗じた 金額									
18	74	<p>(2) 浄化槽設置分担金の見直しについて 浄化槽設置費の財源は、国庫補助金（補助率1/2）、1基につき県補助金30万円、人槽毎に異なる定額の浄化槽設置分担金（以下「分担金」という。）となりますが、不足分については内部留保資金が充てられることとなります。今後も物価上昇により、浄化槽設置費が増加していくことが見込まれるため、内部留保資金を充てる分も増加していくことが予測されます。浄化槽設置費に充てる金額が増加しすぎると、資金ショートを起こしかねないため、分担金の改定も検討する必要があります。</p>	<p>(2) 浄化槽設置分担金の見直しについて 浄化槽設置費の財源は、国庫補助金（補助率1/2）、1基につき県補助金30万円、人槽毎に異なる定額の浄化槽設置分担金（以下「分担金」という。）となりますが、不足分については内部留保資金が充てられることとなります。今後も物価上昇により、浄化槽設置費が増加していくことが見込まれるため、内部留保資金を充てる分も増加していくことが予測されます。<u>内部留保資金は主に元金償還に充てる必要があることから、浄化槽設置費に充てる金額が増加しすぎると、資金ショートを起こしかねないため、分担金の改定も検討する必要があります。</u></p>	文言の削除						
19	74	<p>■令和7年度 浄化槽設置費の財源内訳 (税込)</p>	<p>■令和7年度 浄化槽設置費の財源内訳 (税込)</p>	誤記の削除						

番号	該当ページ	修正後							修正前							理由
		人槽	国庫補助金	県補助金	分担金	内部留保資金	浄化槽設費	分担金+内部留保資金の割合	人槽	国庫補助金	県補助金	分担金	内部留保資金	浄化槽設費	分担金+内部留保資金の割合	
		5人槽	493,000円	300,000円	102,000円	91,700円	986,700円	19.63%	5人槽	493,000円	300,000円	102,000円	91,700円	986,700円	19.63%	(税込)
		7人槽	585,000円	300,000円	113,400円	173,100円	1,171,500円	24.46%	7人槽	585,000円	300,000円	113,400円	173,100円	1,171,500円	24.46%	
		10人槽	697,000円	300,000円	138,000円	259,800円	1,394,800円	28.52%	10人槽	697,000円	300,000円	138,000円	259,800円	1,394,800円	28.52%	
20	77	<b>2. PDCAサイクルの実行</b> 経営戦略はPDCAサイクルにおける計画(Plan)に位置付けられます。今後は実行(Do)、検証(Check)、改善(Action)等のPDCAサイクルを確実に実施することが重要です。 検証においては、経営比較分析表を毎年度作成し、経営指標を <u>用いた</u> 経営分析や類似団体との比較分析を行います。							<b>2. PDCAサイクルの実行</b> 経営戦略はPDCAサイクルにおける計画(Plan)に位置付けられます。今後は実行(Do)、検証(Check)、改善(Action)等のPDCAサイクルを確実に実施することが重要です。 検証においては、経営比較分析表を毎年度作成し、経営指標を <u>用いた</u> 経営分析や類似団体との比較分析を行います。							フォントの統一